

## 軽自動車等に関する手続きについて（住所変更・名義変更・廃車等）

軽自動車・バイク等の所有者（使用者）となった場合や廃車、譲渡（下取り）した場合には、15日以内に手続きをする必要があります。

また、住所変更された方は、納税通知書が登録された市町村から届きますので忘れずに変更手続きをして下さい。

※軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有（使用）している方に課税されます。

手続きに必要なものは、福岡県内の標準的なものですので、詳しいことは下記の手続き先にお問い合わせ下さい。

車種	手続き先	手続きに必要なもの		
		廃車	名義変更	住所変更
原動機付自転車 <small>（125cc以下のバイク）</small>  小型特殊自動車	各市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標識</li> <li>・ 車体番号がわかるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標識</li> <li>・ 車体番号がわかるもの</li> <li>・ 譲渡証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標識</li> <li>・ 車体番号がわかるもの</li> </ul>
軽自動車	お住まいの管轄となる 軽自動車検査協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両番号標 2枚</li> <li>・ 車検証</li> <li>・ 解体報告時の移動報告番号</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両番号標 2枚※</li> <li>・ 車検証</li> <li>・ 新使用者の住民票</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両番号標 2枚※</li> <li>・ 車検証</li> <li>・ 使用者の（新しい）住民票</li> </ul>
125ccを超え250cc以下のバイク	お住まいの管轄となる 地方運輸局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個々の車両により様々なケースがありますので、手続き先に直接お問い合わせください。</li> </ul>		
二輪の小型自動車 <small>（250ccを超えるバイク）</small>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個々の車両により様々なケースがありますので、手続き先に直接お問い合わせください。</li> </ul>		

### 備考

- 1 ※印の付いている車両番号標は、他の地域ナンバーの場合に必要です。
- 2 標識及び車両番号標とは、いわゆる「ナンバープレート」です。
- 3 手続きに必要な住民票等は、3ヶ月以内に交付されたものであって、マイナンバーが記載されていないものです。